

第 1 1 回木津川市行財政改革推進委員会

会 議 次 第

日時：平成 2 2 年 8 月 2 8 日（土）
午後 1 時 3 0 分～ 4 時 4 0 分
場所：木津川市役所 1 階 住民活動スペース

1. 開 会
2. あいさつ（会長）
3. 会議記録署名委員の指名
4. 議 事
 - （1）審 議
 - ① 事業仕分けについて
 - 1）公共下水道事業特別会計繰出事業
 - 2）幼稚園就園奨励事業
 - 3）史跡等買上事業
 - 4）福祉医療費（障害者）助成事業
 - 5）広報発行事業
 - （2）その他
5. 閉 会

《会議資料》

- ・ 次第
- ・ 資料 1 平成 2 2 年度木津川市事業仕分け

平成 22 年度木津川市事業仕分け

日時：平成 22 年 8 月 28 日（土）13：30～16：40

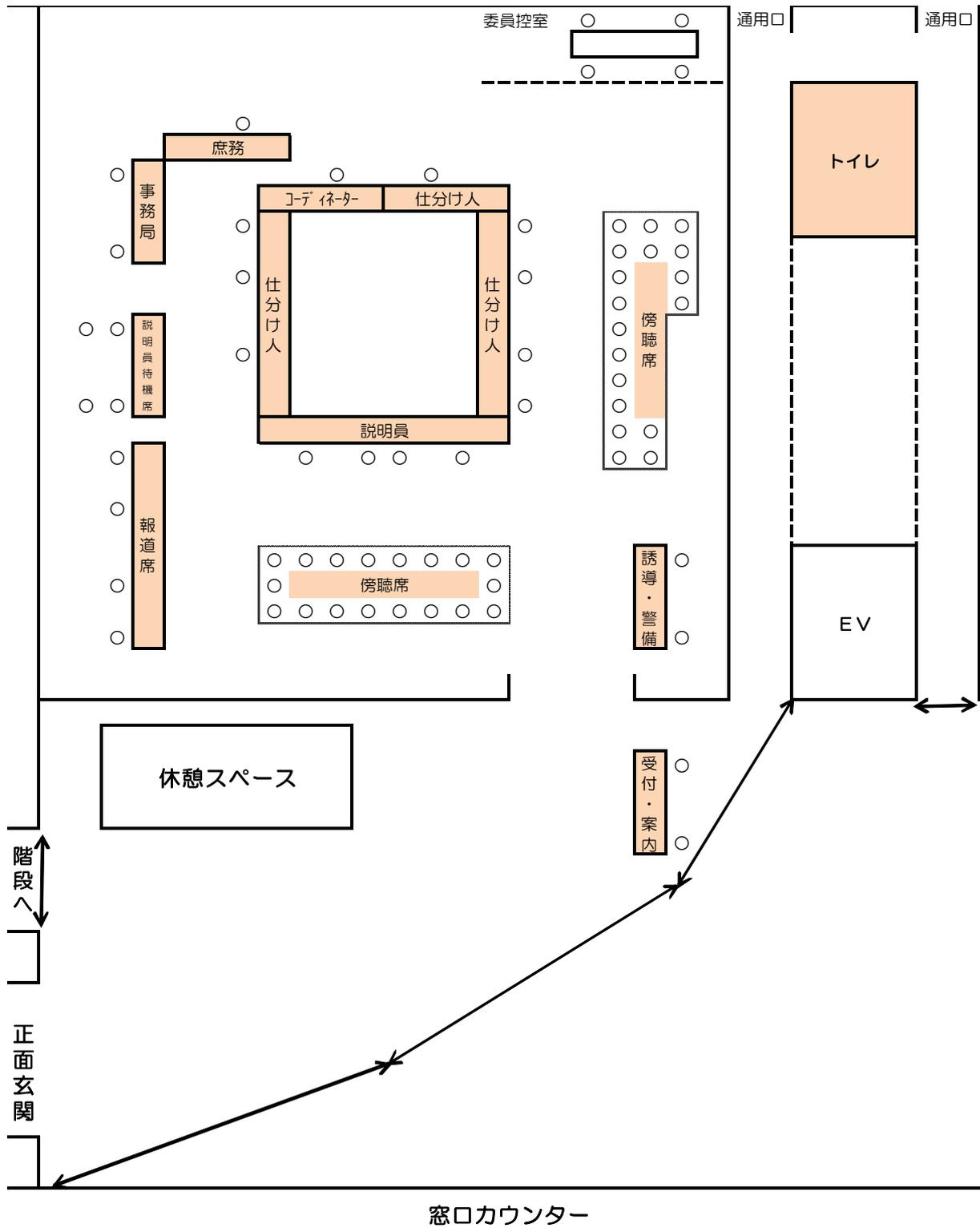
会場：木津川市役所 1 階住民活動スペース

委員会の傍聴を希望される方は、次のことにご注意ください。

- 1 傍聴希望者は、委員会が指定する場所で「傍聴人受付簿」に必要事項を記入し、木津川市職員の指示に従ってください。
- 2 傍聴席は 50 席用意しています（当日先着順）。
傍聴席の指定はありません。
- 3 会議中は静かに傍聴してください。会場への出入りは自由となっておりますが、会議の妨げにならないようお願いします。
- 4 次の事項のいずれかに該当する方は、傍聴席に入ることができません。
 - 銃器、棒その他、人に危害を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ステッカーの類を着用し又は携帯している者
 - ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
 - 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
 - 酒気を帯びていると認められる者
 - その他、会議を妨害するおそれがあると認められる者
- 5 傍聴席では、次のことを必ずお守りください。
お守りいただけない場合は、退席していただく場合があります。
 - 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
 - 私語、談笑等会議の妨げになるような行為をしないこと
 - 携帯電話は電源を切るかマナーモードにすること
 - 飲食又は喫煙をしないこと
 - 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと
 - 事前に議長の許可を得ず、写真、ビデオ等の撮影や録音等をしないこと
 - その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと
- 6 会議中における議長の注意や制止などの指示に従わないときは、退場していただきます。
- 7 会議の傍聴に関しては、すべて木津川市職員の指示に従っていただきます。

※ 今後の取組みの参考とさせていただきますので、受付時にお渡ししたアンケート用紙にご意見・ご感想をご記入いただき、お帰りの際には回収箱へ投函願います。

◎会場レイアウト図



◎事業仕分けスケジュール

NO	予定時間	事業名	担当課	該当ページ
1	13:40~14:10	公共下水道事業特別会計繰出事業	下水道課	8
2	14:15~14:45	幼稚園就園奨励事業	教育総務課	12
3	14:50~15:20	史跡等買上事業	社会教育課 (文化財保護室)	18
	15:20~15:30	休 憩		
4	15:30~16:00	福祉医療費（障害者）助成事業	国保医療課	22
5	16:05~16:35	広報発行事業	学研企画課	26

※ 審議の進捗状況により、時間が前後する場合があります、

◎対象事業の選定方法

職員提案のあった事業を内部選定基準により庁内行財政改革推進本部で絞り込み、行財政改革推進委員会で決定しました。

【内部選定基準】

- ①人件費、内部調整事務費や法定受託事務費等を対象外とした事業
- ②人件費を除く事業費が100万円以上の事業
- ③事業の実施について、市の裁量の余地がある事業
- ④外部の視点から意見を聴く必要のあると思われる事業

木津川市行財政改革推進委員会委員名簿

(敬称略)

役職	委員氏名	所属等
会 長	さわ い まさる 澤 井 勝	奈良女子大学名誉教授
副会長	にい かわ たつ ろう 新 川 達 郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
	たけ だ ひで と 竹 田 秀 人	(株)南都銀行公務部公務グループ グループ長
	やま おか ナ オ ミ 山 岡 ナ オ ミ	税理士
	やま くち とよ ひろ 山 口 豊 博	特定社会保険労務士、経営士
	よし の さとる 芳 野 智	ロート製薬(株)リサーチビレッジ京都 所長
	かさ い やす ひろ 笠 井 康 弘	公募委員
	し みず たつ お 清 水 達 雄	公募委員
	すぎ もと まさ とし 杉 本 正 利	公募委員

事業仕分け実施要領

木津川市行財政改革推進委員会が実施しようとする事業仕分けは、木津川市が行っている行政サービスなどについて、施策そのものの必要性や仕事の進め方を議論し、現状における問題点や今後のあり方を考えていくためのものです。

指摘事項や結果については、今後の政策形成等への活用を図るため、市長に提言します。

1 対象事業数 5事業程度（委員会開催1回あたり）

2 作業参加者

- ・ 行財政改革推進委員会委員
（コーディネーター【会長】・仕分け人【委員】）、
- ・ 事業説明者

3 作業の流れ

事業説明
(約5分)

市職員が、事業の要点や事業概要について説明する。

- 事業の目的、事業内容（目標、期限等）、進捗、課題など

質疑・議論
(約20分)

仕分け人から説明者（市職員）に対して、質問。その後、仕分け人同士で議論。

- 目的の是非、達成手段としての妥当性、事業の効果・効率性、実施主体の適否など

評価・指摘
(約4分)

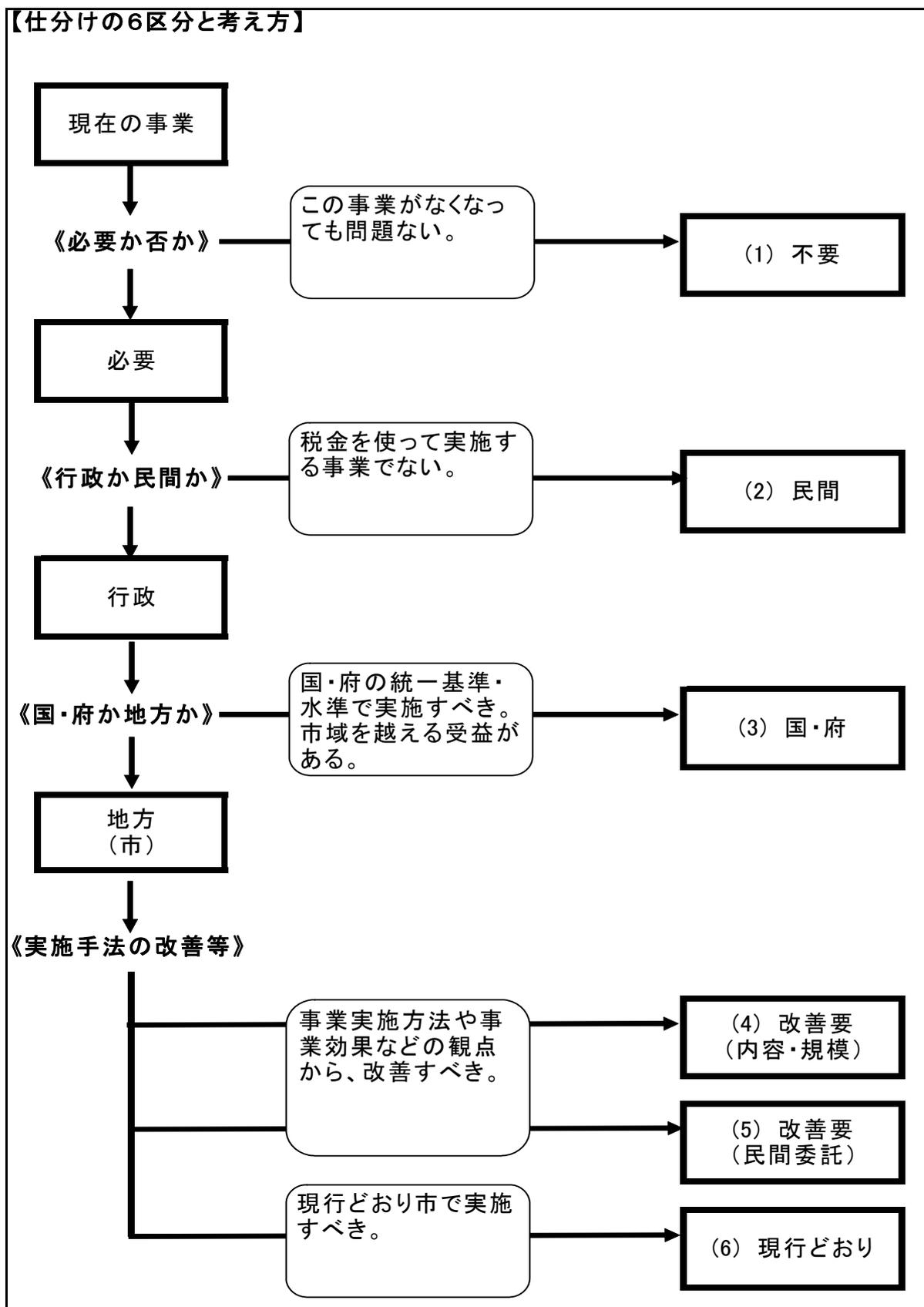
仕分け人が、各自「仕分け作業シート」に記入

- 仕分け6区分から1つを選択。
- 国や府の規制等によって現実的には実施主体の変更ができない事業であってもそもそも論で結論を出す。
- 「理由」の選択（複数可）、理由や改善点の詳細などコメントを記入。
- (2)民間 または (5)市実施（民間委託）を選択した場合は地域事業組成についても記入。

まとめ
(約1分)

「仕分け」の結果について挙手による多数決。

4 仕分けの区分 事業そのものの要・不要や仕事のやり方を議論・評価することにより、次の6区分に仕分けます。



【仕分け作業シート】

事業名		市事業費 (単位:千円)		内、一般財源	記入者
事業仕分け	仕分け	理由(複数選択可)			理由補足、助言詳細
	(1) 不要(自治体としても 民間事業としても)	① 実施する妥当性がない ④ 他の事業と重複している	② 目的の達成手段として不適當 ⑤ 段階的に廃止すべき	③ 効果がない、あるいは薄い ⑥ その他	
	(2) 民間(NPO、地域団体 も含む)	① 行政の役割終了 ④ その他	② 民間を圧迫または競合	③ 民間の方が効果的・効率的	
	(3) 国・府	① 本来国又は府の業務 ④ その他	② 国又は府が実施する方が効果的・効率的	③ 市で対応することが難しい	
	(4) 市実施(改善)	① 利用者ニーズの再把握が必要(長期化等) ④ 事業規模の拡大が必要 ⑦ 補助額、あるいは補助率を引き下げるべき ⑩ 利用料を引き上げるべき	② 事業内容の抜本的な見直しが必要 ⑤ 業務処理の効率化を図るべき ⑧ 補助額、あるいは補助率を引き上げるべき ⑪ 利用料を引き下げるべき	③ 事業規模の縮小が必要(規模過大) ⑥ 財源確保の努力をすべき(広告収入等) ⑨ 数値目標や終期設定が必要 ⑫ その他	
	(5) 市実施(民間委託)	① 民間委託を実施すべき ④ その他	② 民間委託の対象を拡大すべき	③ 民間の委託先を変更すべき	
	(6) 市実施 現行どおり	① 現行どおり進めることが望ましい (事業内容、事業規模、事業手法)			
地域事業組成	地域事業組成	民営化、委託の相手	主体選定の条件		助言詳細
	(2) 民間(NPO、地域団体 も含む) を選んだ場合	(a) 民間企業 (b) 社会福祉法人、NPO法人 など (c) 地域団体(自治会、老人 会、子供会など) (d) その他()	① 公設民営 ※施設等は公共が保有し、民間に運営を委託。 ② 民設民営 ※施設等を民間に移譲し、民間がすべて運営。		
	(5) 市実施(民間委託) を選んだ場合	(a) 民間企業 (b) 社会福祉法人、NPO法人 など (c) 地域団体(自治会、老人 会、子供会など) (d) その他()	① 協働型委託 ※民間提案も踏まえ、民間自主事業とあわせて協働で事業実施。 ② 指定管理者制度 ※市が指定した民間が公の施設を管理・運営。 ③ 専門技能活用型部分委託 ※専門技能を有する事業の一部を民間委託(点字作成、講座運営など)。		

【調査票の見方】

実施計画調査票 兼 事務事業評価調査票

(1) Face【基本事項】		「第1次木津川市総合計画の施策体系」を記入しています。	
年度	平成 年度		
事業名	予算事業名または基本計画掲載事業		
予算科目、事業コード	会計・款・項・目・事業コード		
基本計画での位置付け	章	施策の主要目標	施策 主な取り組み
主な取り組み	「主な取り組み」の名称		記入者(係)
主な事業等	主な事業等		開始年度 事業の開始年度

(2) Plan【計画】			
目的	対象(何を、誰に)	事業の目的を記載しています。	
	目的(どのような状態にしたいのか)		
	全体事業の概要(どれだけ、いつまで)		
事業の 手 段 (平成22年度～平成24年度に おける事業内容など)	平成22年度	当該年度に実施する事業内容とその事業量を記載しています。	
	平成23年度		
	平成24年度		
事業の 概 要 実施方法 (誰が、どのように)	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託業務又は指定管理 (委託先又は指定管理者:) <input type="checkbox"/> 補助金(直接・間接) (補助先及び実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:)		
	①活動指標の設定(アウトプット指標)	事業活動の結果(参加者数、利用者数など)を示す指標	指標の説明(単位等)
	②コスト指標の設定(単位あたりコスト)	単位あたりのコストを示す指標(事業費合計/活動指標など)	指標の説明(単位等)
	③成果指標の設定(アウトカム指標)	事業の成果を示す量的指標(事業の目的に対応)	指標の説明(単位等)

(3) Do【実施】								
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	総事業費	備考
予算額(千円)		当初予算額	当初予算額	当初予算額	見込額	見込額	事業開始から完了までに要する経費を記入しています。ただし、永続的な事業は、空欄となっています。	
決算額(千円)		決算額	決見込算額	空欄	空欄	空欄		
一般財源								
国庫・府補助		決算額	決見込算額	予算額	見込額	見込額		
その他特定財源		決算額	決見込算額	予算額	見込額	見込額		
地方債								
コスト 内 訳	従事職員数	正職員						
		臨職等						
	人件費							
事業費合計(千円)								
特定財源の詳細(H21)		名称			補助率(負担割合)		備考	
国庫補助		補助金の名称			補助率又は『定額』			
府補助		補助金の名称			補助率又は『定額』			
その他特定財源		その他特財の名称			補助率又は『定額』			

【正職等】
年間予想実労働日数から従事人数(歩係)を算出し、各年度の平均給与(H20:8,250千円、H21:8,116千円、H22~:8,126千円)をかけて算出しています。

【臨職等】
嘱託職員及び臨時職員の人数(年間1,876時間/人)を算出し、各年度の平均給与・賃金等(H20:2,100千円、H21:2,200千円、H22~:2,200千円)をかけて算出しています。

平成21年度 事業費内訳	細事業	事業量	事業費
	事業を構成する主な事業とその事業量、 事業費を記載しています。		

実施結果 (前年実績、どうだったのか)	平成21年度の実施結果を記載しています。
------------------------	----------------------

(4) Check【検証】

評価指標	活動	事業活動の結果(参加者数、利用者数など)を示す指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	最終目標	推移
	コスト	単位あたりのコストを示す指標(事業費合計/活動指標など)	設定した指標に基づく数値を記入しています。						推移
	成果	事業の成果を示す量的指標(事業の目的に対応)							推移

総合評価	3:良好 2:普通 1:好ましくない	実施事業評価	達成度	効率性	成果	評価結果
		継続性評価	目的・対象・手段の妥当性	緊急性・必要性		

次の区分により、担当課が自己評価し、該当する数値を記入しています。
 1：当初の目標値を達成できなかった。
 2：概ね当初の目標を達成できた。
 3：当初の目標を上回った。

(5) Action【改善】

改善・改革	今後の方向性	現状のまま継続するのか、改善・拡充・縮小するのか、今後の方向性を記載しています。
	方向性の理由	今後の方向性の理由を記載しています。
	改革プラン	コストの削減、成果の向上のための取り組み内容を記載しています。

(6) Reference【参考】

参考	比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	他団体での取り組み事例などを記載しています。
	特記事項 (根拠法令・事業の沿革など)	根拠法令を記載すると共に、これまでに、事業の改善・拡充・縮小などを実施している場合、その時期と内容を記載しています。

事業NO. 1

実施計画調査票 兼 事務事業評価調査票									
(1) Face【基本事項】									
プロフィール	年度	平成22年度			作成年月日	平成22年7月20日			
	事業名	公共下水道事業特別会計繰出事業			所管	下水道課			
	予算科目、事業コード	1-7-4-4-1869			評価責任者	小川課長			
	基本計画での位置付け	3	1	3	1イ	記入者(係)	庶務係		
	主な取り組み	住環境の基盤づくり(下水道の整備)			(氏名)	木下勝史			
	主な事業等	公共下水道特別会計繰出事業			開始年度	昭和55年度			
(2) Plan【計画】									
事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	市民(事業認可区域内)						
		目的(どのような状態にしたいのか)	公共下水道事業を円滑に推進するため公共下水道特別会計に繰出金を支出し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る。						
		全体事業の概要(どれだけ、いつまで)	一般会計から公共下水道特別会計へ必要最小限の繰出金を支出し、下水道普及率100%を目指すとともに公営企業としての経営の安定化を図る。						
	各年度の手段	平成22年度	総務省の繰出基準に基づく経費及び下水道の普及促進、経営の安定化を図るための経費(基準外繰出)を一般会計から公共下水道特別会計へ繰出金を支出する。						
		平成23年度	同上						
		平成24年度	同上						
	実施方法 (誰が、どのように)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託業務又は指定管理 (委託先又は指定管理者:) <input type="checkbox"/> 補助金(直接・間接) (補助先及び実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:)							
		①活動指標の設定 (アウトプット指標)	年間繰出回数	指標の説明 (単位等)	単位: 回				
		②コスト指標の設定 (単位あたりコスト)	事業費合計/年間繰出回数	指標の説明 (単位等)	単位: 千円				
		③成果指標の設定 (アウトカム指標)	実繰出金額/繰出基準による繰出金	指標の説明 (単位等)	単位: %				
(3) Do【実施】									
コスト			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	総事業費	備考
	予算額(千円)		945,089	977,163	948,020	955,000	975,000		
	決算額(千円)		812,845	897,434					
	一般財源		712,845	835,115	848,020	855,000	875,000	0	
	国庫・府補助								
	その他特定財源		100,000	62,319	100,000	100,000	100,000		
	地方債								
	従事職員数	正職員	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01		
		臨職等							
	人件費		83	81	81	81	81		
事業費合計(千円)		812,928	897,515	948,101	955,081	975,081			
特定財源の詳細(H21)			名称		補助率(負担割合)		備考		
内訳	国庫補助								
	府補助								
	その他特定財源		公共施設等整備基金繰入金						

平成21年度 事業費内訳	細事業	事業量	事業費
	公共下水道特別会計繰出金		897,434千円

実施結果 (前年実績、どうなったのか)	年5回支払(4/10、7/30、9/17、10/29、3/19)
------------------------	----------------------------------

(4) Check【検証】

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	最終目標	推移
評価指標	活動 年間繰出回数 単位:回	5	5	5	5	5	5	
	コスト 事業費合計/年間繰出回数 単位:千円	162,569	179,487	189,604	191,000	195,000		
	成果 実績出金額/繰出基準による繰出金 単位:%	124.6	155.5	156.4	161.6	168.0	100.0	

総合評価	3:良好 2:普通 1:好ましくない	実施事業評価	達成度	効率性	成果	評価結果
		継続性評価	目的・対象・手段の妥当性	緊急性・必要性		
	2	2	2			
	2	3				

(5) Action【改善】

改善・改革	今後の方向性	基準内繰出金は、一般会計が負担すべき経費であることから、今後とも必要である。また、基準外繰出金は、下水道事業が先行投資を伴う事業であることや下水道整備促進、普及に必要な経費であることから、今後も継続する。ただし、その額の圧縮に努める。
	方向性の理由	基準内繰入金は、総務省の基準に基づく経費であり、一般行政経費として税を投入すべき経費である。基準外繰入金は、世代間の負担の公平性や経営の安定化、下水道の整備促進の観点から必要である。
	改革プラン	下水道水洗化率の向上(未接続世帯の解消)、下水道使用料の見直し(現在、審議会に諮問、近々答申予定)、汚水処理整備基本構想の策定(集合処理区域と個別処理区域の線引き見直しの作業中)

(6) Reference【参考】

参考	比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	◎繰出金の推移～平成14年度(旧3町合計)12億7,600万円、15年度(同)13億2,800万円、16年度(同)12億400万円、17年度(同)11億3,300万円、18年度(同)9億円、19年度(木津川市)8億7,900万円 ◎他市の一般会計繰出金の状況(20年度決算)～宇治市20億1,046万円、城陽市7億9,999万円、向日市7億7,000万円、長岡京市10億3,800万円、八幡市7億円、京田辺市7億2,071万円
	特記事項 (根拠法令・事業の沿革など)	○下水道法 ○総務省自治財政局長「平成21年度の地方公営企業繰出金について(通知)」

事業概要説明資料

事業名：公共下水道事業特別会計繰出事業

担当課：上下水道部下水道課

この事業の目的は 公共下水道事業を円滑に推進するため公共下水道特別会計に繰出金を支出し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？)

公共下水道の普及促進と下水道経営の安定化を図るため、一般会計から公共下水道特別会計に対して繰出を行っている。

事業の結果はどうでしたか？

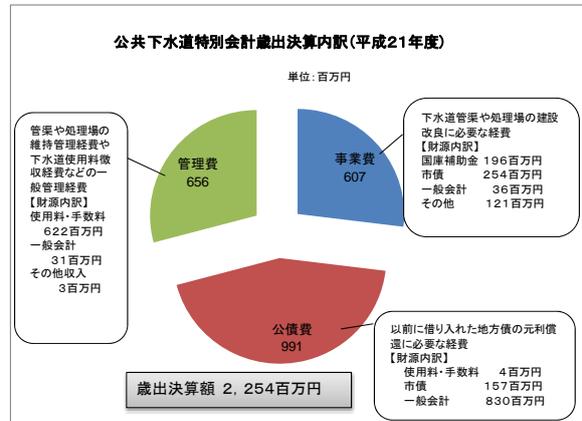
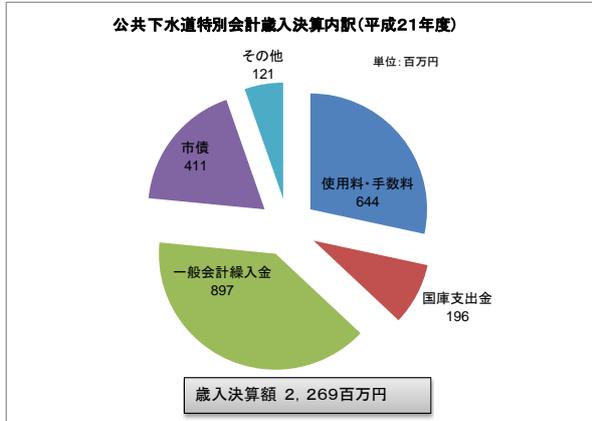
- ・施設の適正な維持管理を行った。
- ・下水道普及率が、0.97ポイント上昇した。(20年度末83.57%→21年度末84.54%)
- ・市債の償還(元金・利子)を行った。

その他

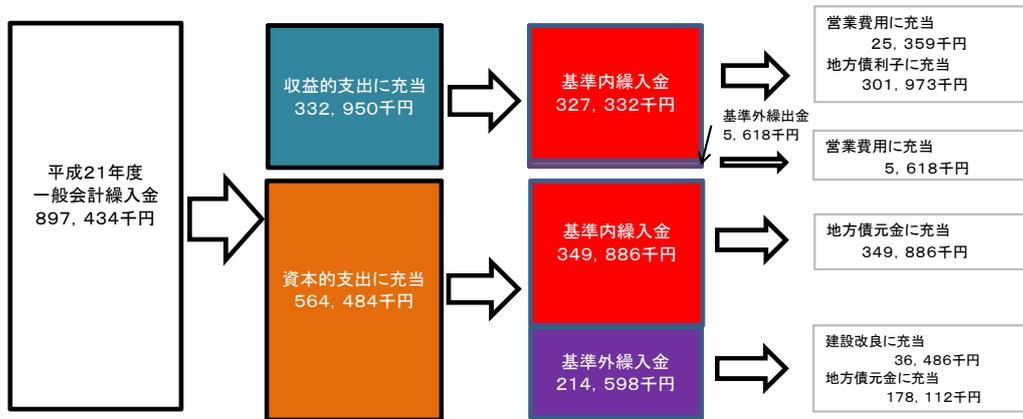
予算を何に使っていますか？(補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道)

内 容	金 額(円)	備 考
施設の維持管理費や一般管理費に充当	30,977,000	
下水道の普及促進のための事業費に充当	36,486,000	
公共下水道事業債の元利償還費に充当	829,971,000	
合計	897,434,000	

参考資料



一般会計繰入金の使途



基準内繰入金の内訳	収益的支出(単位:千円)			資本的支出(単位:千円)			合計
	営業費用	利子償還	計	建設改良費	元金償還	計	
雨水処理に要する費用		7,582	7,582		11,919	11,919	19,501
分流式下水道に要する経費		253,459	253,459		173,649	173,649	427,108
流域下水道に要する経費		4,274	4,274		4,613	4,613	8,887
水質規制に要する経費	12,098		12,098			0	12,098
水洗便所に係る改造命令等の経費	766		766			0	766
高度処理に要する経費	12,495	3,238	15,733		5,603	5,603	21,336
普及特別対策に要する経費		5,239	5,239		11,080	11,080	16,319
緊急下水道整備特定事業の経費		691	691		1,438	1,438	2,129
下水道事業債(特別措置)の償還経費		1,524	1,524		99,636	99,636	101,160
下水道事業債(特別措置)の償還経費		281	281			0	281
臨時財政対策債等に要する経費		25,685	25,685		41,948	41,948	67,633
合計	25,359	301,973	327,332	0	349,886	349,886	677,218

基準外繰入金		
21年度		
収益的支出	営業費用	5,618
	利子償還	0
	計	5,618
資本的支出	建設改良費	36,486
	元金償還	178,112
	計	214,598
合計		220,216

**基準内繰入金677,218千円
 + 基準外繰入金220,216千円
 = 897,434千円**

事業NO. 2

実施計画調査票 兼 事務事業評価調査票									
(1) Face【基本事項】									
プロフィール	年度	平成 22 年度			作成年月日	平成22年7月21日			
	事業名	幼稚園就園奨励事業			所管	教育総務課			
	予算科目、事業コード	1-9-4-1-2249			評価責任者	柳澤教育総務課長			
	基本計画での位置付け	4	2	1	記入者(係)	教育総務係			
	主な取り組み	教育施設の充実			(氏名)	宮 寄 康 広			
	主な事業等				開始年度	昭和 51 年度			
(2) Plan【計画】									
事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	私立幼稚園に在籍する幼児を養育する保護者						
		目的(どのような状態にしたいのか)	私立幼稚園就園奨励事業として、私立幼稚園に在籍する幼児を養育する保護者の負担軽減を図る また、私立幼稚園教材費として、木津川市内の私立幼稚園に在籍する幼児の教育に必要な教材費の負担軽減を図る						
		全体事業の概要(どれだけ、いつまで)	私立幼稚園の設置者が保育料の減免を行うことに対して補助を行う また、木津川市の幼稚園教育の振興を図るため、保護者が負担すべき教材費を軽減するため、木津川市内の私立幼稚園の設置者に補助を行う						
	各年度の手段	平成22年度	就園奨励事業補助として、300人に補助金の交付 教材費事業補助として、70人に補助金の交付						
		平成23年度	就園奨励事業補助として、350人に補助金の交付 教材費事業補助として、120人に補助金の交付						
		平成24年度	就園奨励事業補助として、350人に補助金の交付 教材費事業補助として、120人に補助金の交付						
	実施方法 (誰が、どのように)	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託業務又は指定管理 (委託先又は指定管理者:) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金(直接・間接) (補助先及び実施主体: 私立幼稚園の設置者等) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:)							
		①活動指標の設定 (アウトプット指標)	申請者数(私立幼稚園就園奨励事業)	指標の説明 (単位等)	単位: 人				
		②コスト指標の設定 (単位あたりコスト)	事業費合計 / 交付者数(私立幼稚園就園奨励事業)	指標の説明 (単位等)	単位: 円				
		③成果指標の設定 (アウトカム指標)	交付決定率(私立幼稚園就園奨励事業)	指標の説明 (単位等)	単位: %				
(3) Do【実施】									
コスト			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	総事業費	備考
	予算額(千円)		16,279	35,966	28,204	36,000	36,000		
	決算額(千円)		18,143	22,675					
	一般財源		13,988	17,426	22,195	24,000	24,000	0	
	国庫・府補助		4,155	5,249	6,009	12,000	12,000		
	その他特定財源								
	地方債								
	従事職員数	正職員	0.60	0.60	0.45	0.45	0.45		
		臨職等							
	人件費		4,950	4,870	3,657	3,657	3,657		
事業費合計(千円)		23,093	27,545	31,861	39,657	39,657			
特定財源の詳細(H21)			名称		補助率(負担割合)		備考		
内訳	国庫補助		就園奨励費国庫補助金		1/3以内				
	府補助								
	その他特定財源								

平成21年度 事業費内訳	細事業	事業量	事業費
	就園奨励費補助金	19園(245人)	20,139,784円
	就園諸費補助金	71人	2,535,000円

実施結果 (前年実績、どうなったのか)	幼稚園就園奨励事業として19園より申請があり、245人に対して20,139,784円の補助金を交付した。私立幼稚園教材費補助事業として71人に対して2,535,000円を交付した
------------------------	---

(4) Check【検証】

評価指標	活動	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	最終目標	推移	
		申請者数(私立幼稚園就園奨励事業) 単位：人	221	248	291	350	350	350	
		事業費合計/交付者数(私立幼稚園就園奨励事業) 単位：円	104,493	111,067	109,487	113,305	113,305	113,305	
		交付決定率(私立幼稚園就園奨励事業) 単位：%	93.21	98.79	100	100	100	100	

総合評価 3:良好 2:普通 1:好ましくない	実施事業評価	達成度	効率性	成果	評価結果
		2	2	3	
	継続性評価	目的・対象・手段の妥当性	緊急性・必要性		
		2	2		

(5) Action【改善】

改善・改革	今後の方向性	今後も就学前教育の発達を促すため、私立幼稚園に在籍する幼児を養育する保護者の負担軽減を行うことは必要であり、本事業を継続していく必要がある
	方向性の理由	子育てNo. 1を目指す木津川市の方針が、今後、公立幼稚園を建設しないことである以上、幼児教育を希望される保護者とその経費の不安なく私立幼稚園へ子どもを就園させることが出来るよう国庫補助を活用し事業を行っていく
	改革プラン	人口推計値で、0~4歳区分が、今後、3,200人前後で推移することから、国の補助基準や補助単価が改正されなければ、平成22年度レベルの事業費が必要と考えられ、コストの軽減は困難である また、木津川台に私立幼稚園が開園されれば、私立幼稚園教材費補助事業の補助金の増額が見込まれる

(6) Reference【参考】

参考	比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	○城陽市や京田辺市においても同様の幼稚園就園奨励事業あり。
	特記事項 (根拠法令・事業の沿革など)	○木津川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 ○木津川市内私立幼稚園教材費補助金交付要綱

事業概要説明資料

事業名：私立幼稚園就園奨励事業

担当課：教育総務課

この事業の目的は 私立幼稚園に在籍する幼児を養育する保護者の負担軽減を図る。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？)

市内外の私立幼稚園の設置者が、在籍する園児の保護者に対して保育料及び入園料の減免を行うことに対して、保護者の市民税額及び園児の兄弟構成に応じて、国で定められた補助額に準じ、補助金を交付している。

また、市内の私立幼稚園の設置者に対して、園児の保護者が負担すべき教材費を軽減するため補助金を交付している。

事業の結果はどうでしたか？

保護者が私立幼稚園を選択しやすくなっていると思われる。年齢差のない兄弟がいる保護者や低所得者に手厚い補助をしているため、幼稚園教育に係る保護者への負担が大きい世帯には大きな負担軽減となる。

その他

予算を何に使っていますか？（補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道）

内 容	金 額(円)	備 考
私立幼稚園の保育料・入園料	20,139,784	
私立幼稚園の教材費	2,535,000	
その他		
合計	22,674,784	

参考資料

木津川市私立幼稚園就園奨励事業実績

	私立幼稚園就園奨励費補助金		私立幼稚園教材費補助金	
	交付人数(人)	交付金額(円)	交付人数(人)	交付金額(円)
平成19年度	179	11,915,900	88	2,997,000
平成20年度	206	15,493,400	75	2,649,000
平成21年度	245	20,139,784	71	2,535,000

私立幼稚園就園奨励費補助金の平成21年度の交付状況

園数(園)	交付人数(人)	木津川市在住の在園者数(人)	交付金額(円)
19	245	約430	20,139,784

(文部科学省資料)

平成21年度 幼稚園就園奨励費補助の概要

平成21年度要求額 24,763百万円
(平成20年度予算額 19,212百万円)

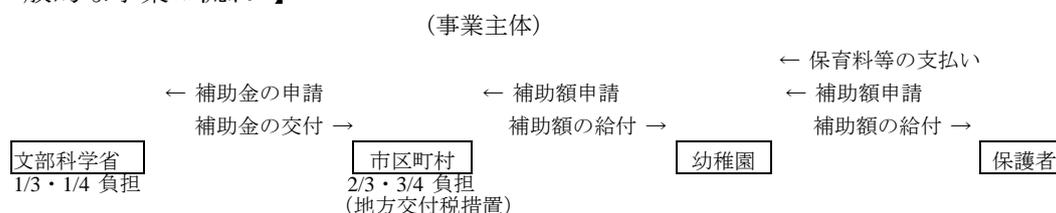
1. 事業の概要

保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減等することを目的として、保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、国が所要経費の一部を補助する。

【 補助率 】

- ・一般市町村 1 / 3 以内
- ・東京都特別区 1 / 4 以内 (財政力指数1.00超の指定都市 1 / 4 以内)

【 一般的な事業の流れ 】



2. 平成21年度要求のポイント

○私立幼稚園の補助単価の引き上げ

保護者負担の一層の軽減等を図るため、私立幼稚園における補助単価を引き上げる。

I 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	146,200円	→	155,000円 (8,800円増)
II 市町村民税所得割非課税世帯	110,800円	→	117,400円 (6,600円増)
III 市町村民税所得割課税額 34,500円以下	84,200円	→	89,300円 (5,100円増)
IV 市町村民税所得割課税額 183,000円以下	59,200円	→	62,800円 (3,600円増)
※ 上記は第1子の補助単価である。			

○第2子以降の保護者負担割合の引き下げ (0.5 / 0.0)

利用者や施設の視点に立って幼稚園と保育所の一層の連携強化を図るため、第1子の保護者負担割合を [1.0] とした場合の第2子以降の保護者負担割合を、保育所における保護者負担割合と同水準の、第2子 [0.5]、第3子以降 [0.0] まで引き下げる。

《兄・姉が幼稚園児の場合》	第2子	0.7	→	0.5
	第3子以降	0.2	→	0.0
《兄・姉が小1～3の場合》	第2子	0.9	→	0.5
	第3子以降	0.8	→	0.0

(文部科学省資料)

平成21年度幼稚園就園奨励費補助金概算要求における 保育料等の補助額と平均的な保護者負担額のイメージ

【私立幼稚園】

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の全国平均 294,000円(年額)	
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯		第1子	155,000円	139,000円(1.0)
		第2子	225,000円	69,000円(0.5)
		第3子以降	294,000円	
市町村民税所得割非課税世帯	290万円以下	第1子	117,400円	176,600円(1.0)
		第2子	206,000円	88,000円(0.5)
		第3子以降	294,000円	
市町村民税所得割課税額 34,500円以下	360万円以下	第1子	89,300円	204,700円(1.0)
		第2子	192,000円	102,000円(0.5)
		第3子以降	294,000円	
市町村民税所得割課税額 183,000円以下	680万円以下	第1子	62,800円	231,200円(1.0)
		第2子	179,000円	115,000円(0.5)
		第3子以降	294,000円	

【公立幼稚園】

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の全国平均 77,000円(年額)	
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯	290万円以下	第1子	20,000円	57,000円(1.0)
		第2子	49,000円	28,000円(0.5)
		第3子以降	77,000円	

補助額	保護者負担額
-----	--------

- ※ 年収は夫婦と子ども2人の場合を参考までに掲げている。
- ※ 保護者負担額の()書きは、第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子及び第3子以降の負担割合。

事業NO. 3

実施計画調査票 兼 事務事業評価調査票									
(1) Face【基本事項】									
プロフィール	年度	平成22年度			作成年月日	平成22年7月14日			
	事業名	史跡等(恭仁宮跡)買上事業			所管	文化財保護室			
	予算科目、事業コード	1-9-5-5 2637			評価責任者	尾崎室長			
	基本計画での位置付け	1	1	1	記入者(係)	文化財保護係			
	主な取り組み	歴史的文化的遺産の保全と活用			(氏名)	芝野康之			
	主な事業等	1. 史跡等の公有地化・整備			開始年度	昭和55年度			
(2) Plan【計画】									
事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	地権者						
		目的(どのような状態にしたいのか)	史跡の保存を目的に地権者に対して一定の行為の制限を行っている。これに対して、その補償措置として制限を加えた土地の買収を行うことで遺跡を護ることを目的とする。						
		全体事業の概要(どれだけ、いつまで)	史跡恭仁宮跡の広大な史跡地を遺構の分布によって3種に区分し、大極殿跡など中心部分を第1種保存地区、周辺官衙地区を第2種、官衙地区でも集落地区を第3種として区分。第1種保存地区(184,377.94㎡)を計画的な買上対象範囲としている。						
	各年度の手段	平成22年度	第1種保存地区の内、国道163号に面する工場跡地を全面的に買収、大極殿跡・塔跡周辺の整備地へのアクセスを確保する。						
		平成23年度	朝堂院・塔跡周辺部の未買収地を買上げ、山城国分寺跡としての史跡整備用地を確保する。						
		平成24年度	朝堂院周辺部の未買収地を買収。史跡の調査活用を重点的に行う。						
	実施方法 (誰が、どのように)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託業務又は指定管理 (委託先又は指定管理者:鑑定業者他) <input type="checkbox"/> 補助金(直接・間接) (補助先及び実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:)							
		①活動指標の設定(アウトプット指標)	史跡等買上面積	指標の説明(単位等)	単位:㎡				
		②コスト指標の設定(単位あたりコスト)	事業費合計/史跡等買上面積	指標の説明(単位等)	単位:千円				
		③成果指標の設定(アウトカム指標)	公有化率(公有化済面積/史跡等面積)	指標の説明(単位等)	単位:%				
(3) Do【実施】									
コスト		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	総事業費	備考	
	予算額(千円)	65,921	112,478	118,791	74,000	47,000			
	決算額(千円)	65,921	112,321						
	一般財源	6,593	12,973	17,289	20,000	11,000	0		
	国庫・府補助	59,328	99,348	101,502	54,000	36,000			
	その他特定財源								
	地方債								
	従事職員数	正職員	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00		
		臨職等							
	人件費	8,250	8,116	8,126	8,126	8,126			
事業費合計(千円)	74,171	120,437	126,917	82,126	55,126				
特定財源の詳細(H21)		名称			補助率(負担割合)		備考		
内訳	国庫補助	国庫重要文化財等保存整備費補助金			80%				
	府補助	文化財緊急保存費補助金			10%				
	その他特定財源								

平成21年度 事業費内訳	細事業	事業量	事業費
	土地購入費	3筆、764.44㎡	20,142千円
	建物等移転補償費	3棟	90,246千円

実施結果 (前年実績、どうなったのか)	第1種保存地区内の国道163号沿いの宅地取得(3筆、764.44㎡)と建物補償(倉庫棟:1棟、事務所棟:1棟、住宅:1棟)を行った。
------------------------	--

(4) Check【検証】

評価指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	最終目標	推移	
		活動	史跡等買上面積 単位:㎡	2,858.35	764.44	2,132.81	3,662.00	1,956.00	
		コスト	事業費合計/史跡等買上面積 単位:千円	25.94	157.54	59.51	22.43	28.18	
		成果	公有化率(公有化済面積/史跡等面積) 単位:%	39.04	39.46	40.19	41.02	42.59	100

総合評価 3:良好 2:普通 1:好ましくない	実施事業評価	達成度	効率性	成果	評価結果
		2	2	2	
	継続性評価	目的・対象・手段の妥当性	緊急性・必要性		
		2	2		

(5) Action【改善】

改善・改革	今後の方向性	公有地面積がかなりまとまったものとなってきた。断片的であった土地の連続性も確保される状態となってきたことから整備計画へと進む。
	方向性の理由	整備を進めることで地域における良好な史跡公園とし今後順次拡大していくことで史跡としての価値、地域での良好な緑地帯としていく。
	改革プラン	公園としての整備後、地域での維持管理のシステムを確立していく。

(6) Reference【参考】

参考	比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	
	特記事項 (根拠法令・事業の沿革など)	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和63年3月31日、京都府加茂町教育委員会策定「史跡山城国分寺跡保存管理計画策定報告書」 ○平成18年3月31日、京都府加茂町教育委員会策定「史跡山城国分寺・恭仁宮跡保存管理計画策定報告書」。 ○昭和32年7月1日史跡指定「山城国分寺跡」 ○平成19年2月6日名称変更及び史跡追加指定「史跡恭仁宮跡(山城国分寺跡)」 ○平成20年7月28日史跡追加指定 ○平成22年2月22日史跡追加指定。

事業概要説明資料

事業名：史跡等買上事業

担当課：文化財保護室

この事業の目的は 史跡指定地の公有化を推進するための事業。平成21年度は恭仁宮跡の史跡に指定されている分について公有化を推進した。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか?)

平成21年度は史跡恭仁宮跡内の個人及び法人所有の史跡指定地(宅地)の購入及び建物等の移転補償を行った。公有化事業の発端は、昭和55年に史跡内で農家住宅新築の希望が出された際、史跡の保存を目的に現状変更が認められなかったことに始まり、その後も改築増築も認めない国の方針によって、権利保障として公有化が進められて行った。

事業の結果はどうでしたか？

平成21年度事業として取得した用地は平城遷都1300年祭及び第26回国民文化祭・京都2011の木津川市主会場補助スペースとして有効活用するべく、今年度(平成22年度)買収地と併せて仮整備を予定している。

その他

予算を何に使っていますか？(補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道)

内 容	金 額(円)	備 考
史跡指定地購入費	20,142,746	
建物等移転補償費	90,246,000	
土地鑑定等委託料	1,795,500	
消耗品費	137,000	
その他		
合 計	112,321,246	

参考資料

1. 遺跡の概要

(1) 遺跡の名称

恭仁宮跡（山城国分寺跡）（くにきゅうせき やましろこくぶんじあと）

(2) 遺跡の概要

恭仁宮跡（山城国分寺跡）は、聖武天皇が造営した宮跡とその跡地に築かれた山城国分寺跡からなる遺跡であり、奈良県境に近い木津川右岸に位置する。

天平12年（西暦740年）、大宰府での藤原広嗣の乱勃発を契機に東国を巡幸した聖武天皇は同年末に山城国相楽郡甕原の地に入り、以後、難波宮を難波皇都とする天平16年までの5年間、この地を平城宮に代わる皇都として経営した。

恭仁宮の正式名称は「大養徳恭仁大宮」（やまとのくにのおおみや）という。

聖武天皇は天平14年には近江に「紫香楽宮」（しがらきのみや）を造営してしばしば行幸し、天平15年には恭仁宮の造営を停止、翌年難波宮に遷り、天平17年に平城に戻った。

天平18年9月に恭仁宮の大極殿が国分寺に施入されたことが「続日本紀」に見える。

昭和32年7月1日、金堂跡や塔跡の基壇、礎石等寺跡の遺構が良好に残存していることから、東西約150間、南北約191間の寺域が山城国分寺跡として史跡に指定された。

その後、恭仁宮跡の全体的保存を図るべく、昭和48年以降京都府教育委員会及び加茂町教育委員会が恭仁宮跡の範囲・内容確認調査を継続して実施し宮の規模は東西約560m、南北約750mで、宮中央に北から「大極殿院」、「朝堂院」があり、「大極殿」の北方に二つの内裏地区が存在すること等が判明した。

以上の成果をもとに、平成19年2月6日に恭仁宮跡の範囲のうち条件の整った部分を「史跡山城国分寺跡」に追加指定し、名称を「恭仁宮跡（山城国分寺跡）」に変更された。

平成22年2月22日、恭仁宮跡保存範囲の内条件の整った部分について更に追加指定され、遺跡の保護の万全を図るものである。

(3) 遺跡の所在、面積

京都府木津川市加茂町例幣、岡崎、河原の地域

南北約750m、東西約560mに及ぶ範囲：約42ha

事業NO. 4

実施計画調査票 兼 事務事業評価調査票									
(1) Face【基本事項】									
プロフィール	年度	平成22年度			作成年月日	平成22年8月5日			
	事業名	福祉医療費(障害者)助成事業			所管	国保医療課			
	予算科目、事業コード	1-3-1-2-633			評価責任者	市川課長			
	基本計画での位置付け	3	2	2	2	記入者(係)	医療係		
	主な取り組み	総合的な支援・サービスの充実			(氏名)	石井 一誠			
主な事業等	福祉医療費助成事業			開始年度	昭和50年度				
(2) Plan【計画】									
事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	身体障害者手帳1級・2級・3級及び療育手帳A・Bの者(ただし、身体障害者手帳3級及び療育手帳Bの者については、所得制限あり。)を対象にして、保険診療の自己負担分を助成。						
		目的(どのような状態にしたいのか)	重度心身障害児(者)の医療費を助成し、経済的な負担と、疾病の早期発見・治療によって重症化を防止し、健康の保持と福祉の向上を目的として医療費の適正化を図る。						
		全体事業の概要(どれだけ、いつまで)	保険診療の自己負担分(1割~3割)を助成。(永続的事业) (※平成22年3月31日時点、受給資格者852名。)						
	各年度の手段	平成22年度	保険診療の自己負担分から高額療養費や付加給付金など他制度で支給される金額がある場合にはその額を差し引いて助成している。						
		平成23年度	同上						
		平成24年度	同上						
	実施方法 (誰が、どのように)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託業務又は指定管理 (委託先又は指定管理者:) <input type="checkbox"/> 補助金(直接・間接) (補助先及び実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:)							
		①活動指標の設定 (アウトプット指標)	受給者数	指標の説明 (単位等)	単位: 人				
		②コスト指標の設定 (単位あたりコスト)	事業費合計/受給者数	指標の説明 (単位等)	単位: 円				
		③成果指標の設定 (アウトカム指標)	1人あたりの医療費助成金額	指標の説明 (単位等)	単位: 円				
(3) Do【実施】									
コスト			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	総事業費	備考
	予算額(千円)		76,566	121,034	133,388	140,057	147,059		
	決算額(千円)		105,924	122,196					
	一般財源		71,256	80,154	87,547	91,924	96,520	0	
	国庫・府補助		34,668	42,042	45,841	48,133	50,539		
	その他特定財源								
	地方債								
	従事職員数	正職員	0.80	0.80	0.50	0.70	1.00		
		臨職等			0.1	0.1			
	人件費		6,600	6,493	4,283	5,908	8,126		
事業費合計(千円)		112,524	128,689	137,671	145,965	155,185			
特定財源の詳細(H21)		名称			補助率(負担割合)		備考		
内訳	国庫補助								
	府補助		福祉医療費助成事業費府補助金(障害者)			1/2		42,042千円	
	その他特定財源								

		細事業	事業量	事業費					
平成21年度 事業費内訳		印刷製本費		23,152円					
		通信運搬費		197,946円					
		審査支払手数料		1,357,645円					
		福祉医療費		120,616,900円					
実施結果 (前年実績、どうなったのか)		受診件数18,187件(受給資格者852名)に対して、120,616,900円の医療費助成を行った。							
(4) Check【検証】									
評価指標	活動	受給者数 単位:人	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	最終目標	推移
	コスト	事業費合計/受給者数 単位:円	802	852	902	952	1,002	1,052	
	成果	1人あたりの医療費助成金額 単位:円	140,304	151,043	152,628	153,324	154,875	154,502	
			130,134	141,569	145,995	145,244	144,896	144,910	
総合評価	3:良好 2:普通 1:好ましくない	実施事業評価	達成度	効率性	成果	評価結果 			
		継続性評価	目的・対象・手段の妥当性	緊急性・必要性					
(5) Action【改善】									
改善・改革	今後の方向性	近隣自治体の動向や均衡に配慮しつつ、市民ニーズを見極めながら、現状維持を前提としながらも一部受益者負担や該当要件等、市制度そのもののあり方の見直し・検討を行う。							
	方向性の理由	限られた経費の中で市民の関心が高い医療費助成制度を維持できる。							
	改革プラン	国の制度として実施するよう働きかけ。 中長期的な視点で、有識者等の幅広い意見を踏まえ、負担のあり方について検討する。							
(6) Reference【参考】									
参考	比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	市独自制度として ○京田辺市 府制度の所得制限を超えた身体障害1・2級、精神障害者で障害年金1・2級の者を対象に、所得制限なし。 ○城陽市 18歳未満で身体障害3級、療育手帳B、障害児学級等に通園・通学している者を対象に、所得制限なし。							
	特記事項 (根拠法令・事業の沿革など)	○京都府福祉医療助成事業費補助金交付要綱 ○木津川市福祉医療費の支給に関する条例及び同条例施行規則							

事業概要説明資料

事業名：福祉医療費（障害者）助成事業

担当課：保健福祉部国保医療課

この事業の目的は 障害のある方の経済的負担を軽減し、疾病の早期発見・治療によって重症化を防止し医療費の適正化を図ること。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？)

障害のある方が医療機関などで保険診療を受けたときに支払う医療費の自己負担分を助成する制度です。助成の対象となるのは、身体障害（1級・2級・3級）及び知的障害（A判定・B判定）のある方の医療費です。ただし、身体障害3級及び知的障害B判定の方については、市独自の制度により本人及び配偶者・扶養義務者の所得に制限を設けており、一定以上の所得がある場合には対象となりません。

毎年1回、7月に前年の所得について判定を行い、対象者には受給者証を交付しております。京都府内の医療機関であれば、受診の際、健康保険証に添えて当該受給者証を窓口で提示すれば、窓口での負担額がなくなり、代わりに市から医療機関に対して窓口負担分を支払います。ただし、他府県で受診される場合は、この証は使用できないため償還払いの取扱いとなります。

事業の結果はどうでしたか？

年々、事業費（医療費）は増加傾向にあります。これは、対象者の増加に伴う必然的経費であり、単にこれをもって本来の事業効果を計ることはできないと考えています。本事業によってどのような効果があったのかということの数値データ等で表すことは難しい状況にあります。

しかし、本事業により市民一人ひとりが健康に関心を持ち、仮にそれが早期治療につながっているとすれば、ある意味一定の事業効果ではないかと考えています。何より医療費助成制度に対する市民の関心が高いことからわかるように、この事業に対する期待は大きいものと考えます。

その他

障害者支援策の大きな柱のひとつとして、全国の自治体で実施されています。市が助成した額の一部を府が補助金として市へ負担しており、府と市町村の共同事業として実施されています。また、府内の自治体で多くが独自の拡充制度を定めており、本市においても、府の助成対象以外にその要件や所得制限を設け独自の負担により実施しています。

予算を何に使っていますか？（補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道）

内 容	金 額(円)	備 考
医療費の助成（扶助費）	120,616,900	
その他	1,578,743	
合 計	122,195,643	※平成21年度実績

参考資料

■市助成制度の概要

市町村名	対 象 者	
	範 囲	所得制限
京都府	身体障害1級・2級、療育手帳A、身体障害3級かつ療育手帳B（重複障害）の者。	特別障害者手当又は障害児童福祉手当の所得基準額。
木津川市	上記府制度の所得制限を超えた者及び身体障害3級、療育手帳Bの者。	所得制限なし。ただし、身体障害3級、療育手帳Bの者については、府制度と同様の所得基準額。
※類似事業		
城陽市	府制度の所得制限を超えた者（国保加入者に限る）及び18歳未満で身体障害3級、療育手帳B、障害児学級等に通園・通学している者。	所得制限なし。
京田辺市	府制度の所得制限を超えた身体障害1級・2級、精神障害者で障害年金1級・2級の者。	所得制限なし。

■医療費（扶助費）実績（平成21年度）

受給者数	852人（802人）
受診件数	18,187件（15,403件）
総医療費	120,616,900円（104,368,140円）
※（ ）内は前年実績	
（医療費内訳）	
【府制度分】	84,727,942円（対象受給者：517人） ※府補助金 41,638,000円
【市独自分】	35,888,958円（対象受給者：335人）

■制度別受給者数の内訳（平成22年8月1日更新時点）

（人）

	身障1級	身障2級	身障3級	療育A	療育B	重複	合計
府制度該当者	267	133	—	122	—	2	524
市制度該当者	—	—	147	—	159	—	306
市制度該当者 （府制度の所得基準超え）	18	6	—	4	—	—	28
市制度非該当者	—	—	10	—	8	—	18

■障害者数の推移

（人）

	身障1級	身障2級	身障3級	療育A	療育B	合計
平成19年度	612	376	401	178	177	1,744
平成20年度	661	381	433	183	184	1,842
平成21年度	666	390	458	187	210	1,911

※当該年度の3月31日時点

事業NO. 5

実施計画調査票 兼 事務事業評価調査票									
(1) Face【基本事項】									
プロフィール	年度	平成22年度			作成年月日	平成22年7月1日			
	事業名	広報発行事業			所管	学研企画課			
	予算科目、事業コード	1-2-1-2-65			評価責任者	尾崎市長公室理事			
	基本計画での位置付け	7	2	1	1	記入者(係)	情報推進係		
	主な取り組み	広報・ホームページ等による情報発信			(氏名)	速見和紀			
	主な事業等	1 広報きづがわ、ホームページの充実			開始年度	昭和31年度			
(2) Plan【計画】									
事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	全木津川市民(全世帯)69,789人(25,073世帯)及び市内事業所他【4月1日現在】						
		目的(どのような状態にしたいのか)	広報きづがわの全戸配布により、市政の基本方針、重要施策、啓発事項、行催事、その他のお知らせ等を市民に提供する。						
		全体事業の概要(どれだけ、いつまで)	平成22年度中に全世帯への配布を実現する。 引き続き充実した紙面構成に努め、行政情報等をわかりやすく正確に市民に伝える。						
	各年度の手段	平成22年度	作成部数:26,500部/月(各戸配布25,100部、拠点配布付1,000部、事業所用400部) 点字広報の作成、声の広報の作成						
		平成23年度	作成部数:27,000部/月(各戸配布25,600部、拠点配布1,000部、事業所用400部) 点字広報の作成、声の広報の作成						
		平成24年度	作成部数:27,500部/月(各戸配布26,100部、拠点配布1,000部、事業所用400部) 点字広報の作成、声の広報の作成						
	実施方法 (誰が、どのように)	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託業務又は指定管理 (委託先又は指定管理者:(株)京都新聞印刷) <input type="checkbox"/> 補助金(直接・間接) (補助先及び実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:)							
		①活動指標の設定 (アウトプット指標)	年間発行部数	指標の説明 (単位等)	単位:冊				
		②コスト指標の設定 (単位あたりコスト)	事業費合計/年間発行部数	指標の説明 (単位等)	単位:円				
		③成果指標の設定 (アウトカム指標)	世帯配布率(配布世帯/全世帯数)	指標の説明 (単位等)	単位:%				
(3) Do【実施】									
コスト			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	総事業費	備考
	予算額(千円)		32,852	29,421	28,963	29,213	29,463		
	決算額(千円)		28,593	25,842					
	一般財源		28,023	24,828	27,475	27,725	27,975	0	
	国庫・府補助								
	その他特定財源		570	1,014	1,488	1,488	1,488		
	地方債								
	従事職員数	正職員	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00		
		臨職等							
	人件費		16,500	16,232	16,252	16,252	16,252		
事業費合計(千円)		45,093	42,074	45,215	45,465	45,715			
特定財源の詳細(H21)			名称		補助率(負担割合)		備考		
内訳	国庫補助								
	府補助								
	その他特定財源		広報誌広告掲載料		定額		10千円/区画・月		
			ホームページバナー広告掲載料		定額		12千円/区画・月		

平成21年度 事業費内訳	細事業	事業量	事業費
	広報紙印刷製本費	26,000部/月	11,589千円
	声の広報発行費用	50本/月	95千円
	点字広報発行費用	3部/月	89千円

実施結果 (前年実績、どうなったのか)	作成部数: 26,000部/月(各戸配布24,600部、拠点配布1,000部、事業所用400部) 点字広報の作成、声の広報の作成
------------------------	---

(4) Check【検証】

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	最終目標	推移
評価指標	活動 年間発行部数 単位:冊	306,000	312,000	318,000	324,000	330,000	336,000	
	コスト 事業費合計/年間発行部数 単位:円	147	135	142	140	139	137	
	成果 世帯配布率(配布世帯/全世帯数) 単位:%	95	97	100	100	100	100	

総合評価	3:良好 2:普通 1:好ましくない	実施事業評価	達成度	効率性	成果	評価結果
		3	2	3		
	継続性評価	目的・対象・手段の妥当性	緊急性・必要性			
	2	3				

(5) Action【改善】

改善・改革	今後の方向性	本事業を今後も進める必要があるが、多様化する市民ニーズや増加する市政情報を、わかりやすく、正確に伝えるため、さらなる誌面の充実と委託内容、配布方法等の検討が必要である。
	方向性の理由	市から市民への市政等の情報提供は、市の責務であり、公平・正確に提供すべき業務である。そのためには、民間のノウハウを活用した誌面作りに取り組む必要がある。 また、配布にあたっては、未配布世帯の解消を目指す必要がある。
	改革プラン	多様化する市民ニーズに応えられるよう、増加する情報を取捨選択し、正確に素早く発信するため、より効率的で効果的な方法を研究する。 併せて、幅広く配布方法を検討し、完全全戸配布できる体制を整える研究も行う。

(6) Reference【参考】

参考	比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	○城陽市・・・タブロイド版:3回/月、発行部数:33,820部、配布方法:新聞折込+新聞未購読者には、シルバー人材センターを活用した配布【人口:81,010人、世帯数:33,783世帯(H22.4.1現在)】 ○京田辺市・・・タブロイド版:2回/月、発行部数:22,300部、配布方法:地元自治会+自治会未加入者にたいしては、郵送対応【人口:63,262人、世帯数:24,697世帯(H22.4.1現在)】
	特記事項 (根拠法令・事業の沿革など)	平成21年度:各区長等と「広報紙配布に関する覚書」を締結。 (未配布世帯解消に向けた取り組みの強化。)

事業概要説明資料

事業名：広報発行事業

担当課：市長公室学研企画課

この事業の目的は 行政サービスやお知らせ、市の重要施策などを市民に周知することを目的に、月1回広報きづがわを発行し、市内全世帯を対象に配布を行う。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？)

広報作成業務 各課や関係機関などから提出された記事原稿を整理して、印刷会社に入稿し、広報きづがわを作成する。

広報折込業務 広報に同時配布物を折り込み、自治会等ごとに仕分けする。

広報発送業務 広報を自治会等役員宅などに配達する。

広報配布業務 配達された広報をエリア内の各戸に配布する。

事業の結果はどうでしたか？

行政情報等を市民に提供するという広報の役割を果たしている。

その他

今後も継続して広報を発行し、市民への情報提供を継続していきたい。

予算を何に使っていますか？（補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道）

内 容	金 額(円)	備 考
印刷製本費	11,589,780 円	印刷会社（昭文社等）
広報折込業務委託料	3,086,757 円	山田加工
広報発送業務委託料	1,663,000 円	シルバー人材センター
広報配布業務委託料	9,244,266 円	区・自治会等
その他	258,466 円	ボランティア謝礼等
広報発行事業合計	25,842,269 円	

参考資料

【広報発行事業参考資料】

◆「広報きづがわ」の構成について

カテゴリー	内 容
表紙	平成 21 年から、「木津川市のみどころ」シリーズとして、文化財等や施設などを紹介している。
特集「子や孫の未来につなぐ」	「平成 21 年 9 月号から不定期で、事業仕分けや市の施策などを特集として掲載している。
健 康	健康診査や予防接種など、健康に関する情報を掲載。
福祉と暮らし	子育てや高齢者・障害者関係など、福祉の情報を掲載。
環 境	ごみ、クリーンセンター、リサイクルなど環境関係の情報を掲載。
まちの話題	市内でおこなわれた行事や表彰された方などを原則写真つきで掲載。
学研都市インフォメーション	関西文化学術研究都市関連のイベント情報を掲載。
ホール・イベント	市内の 3 つのホールで行われるイベント情報を掲載。
図書館	市内の 3 つの図書館の休館日、新着図書、イベントなどを掲載。
情報ラインナップ	市や関係公共団体などのイベント情報や、市民から掲載依頼されたサークル募集などの記事を掲載。
ゴミ収集日	市内のゴミ収集日や注意事項を掲載。

◆記事の掲載方針について

広報きづがわの個々の記事については、スペースの許す限り詳細な情報を提供できるように、ある程度内容を詳しく記載する方向で編集しており、ページ数は、月 1 回発行の A 4 版広報としては、京都府内でも多い方となっています。

印刷費の経費節減の方法としては、記事内容を必要最小限とするなど、ページ数を削減していくことその他、タブロイド版への移行等が考えられます。

なお、タブロイド版を発行している自治体は殆ど新聞折込で配布しており、タブロイド版に移行する場合は、折込配布物や配布方法の変更についても併せて検討する必要があります。

◆「広報きづがわ」発行の概要

発行部数	26,500部（平成22年8月現在）
規格	A4判 2色刷
平均ページ数	40ページ（平成21年度）
ページ単価	0.66円（平成22年7月号～平成23年4月号）
1冊あたりの印刷費	27.72円（40ページ）
主な配布方法	シルバー人材センター→地元→各戸
折込配布物	1回あたり5.5部（平成21年度）

◎合併前の旧3町の広報について（平成18年度）

	木津町	加茂町	山城町
発行部数	14,200部	5,700部	3,500部
規格	A4判 2色刷	A4判 2色刷	A4判 2色刷 表紙裏表カラー
平均ページ数	34.5ページ	25.2ページ	24.4ページ
ページ単価	1.16円	2.94円	5.8円
1冊あたり	42.02円	77.79円	148.59円
印刷製本費 （11か月分）	8,336,216円 （電子ブック代約200万円含む）	4,467,539円	5,495,710円
主な配布方法	シルバー→地元→各戸	職員→地元→各戸	職員→地元→各戸

◆有料広告掲載について

平成20年5月に木津川市有料広告掲載要綱などを施行し、同年9月から広報誌の有料広告掲載を開始しました。平成22年度からは、枠のサイズを3種類とするとともに、掲載月数による割引設定を施しています。

年度	業者数	合計枠数	広告収入額
平成20年度 9月号～4月号（8号分）	18	57	570,000円
平成21年度 5月号～4月号（12号分）	13	69	690,000円
平成22年度 5月号～4月号（12月号分） （平成22年8月申込分まで）	13	89	815,500円

◆ 「広報きづがわ」に係る各委託業務等について

◎ 広報印刷業務（委託先：京都新聞印刷）

業務内容	市から入稿された原稿とレイアウト指示を基に広報の版を作成し、印刷・製本・納品。
業者選定方法	一般競争入札
単価	1 ページ 0. 6 6 円
1号あたりの作業期間	入稿～校了…約3週間 校了～納品 約5日間

◎ 広報折込業務（委託先：山田加工）

業務内容	同時配布物を広報に折り込み、配布先ごとに仕分けを行う。
業者選定方法	市の指名登録業者のうち、折込業務がこの業者のみのため随意契約
単価	折込1部1円 2つ折り1部1円 1仕分け75円
1号あたり折込部数	平均約5. 5部
1号あたりの作業期間	約5日間

◎ 広報発送業務（委託先：シルバー人材センター）

業務内容	市の指定する配達先に広報及び折込配布物を届ける。
業者選定方法	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約
単価	配布先1件1部20円（1部増えるごとに4円加算）
配達先	自治会等の役員等（約600件） ハイツ等のポスティング（約400件）
作業期間	2日間
人員	約20人

◎ 広報の各戸への配布について

内容	エリア内の全世帯に広報及び折込配布物を配布する。
依頼先	各区、配布担当者（区・自治会のないエリアなど）
広報配布手当	1部あたり年間400円（11月号の配布部数を基準とする）
配布手当支給件数	230件（平成21年度）

